

## 選定療養費にかかる



 1	<b>初診時・再診時選定療養費とは何ですか？</b>
 1	<p>「初期の治療はかかりつけ医で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度で、高度・専門医療を行う200床以上の病院においては、かかりつけ医等からの紹介状を持たずに受診する患者さんに対して、診療費とは別にご負担いただく制度です。令和4年度の診療報酬改定において、紹介受診重点医療機関は選定療養費を徴収することが義務づけられ、令和6年10月から当院は初診時7,700円、再診時3,300円に改定しました。紹介状をお持ちにならなくても受診いただけますが、医療費とは別に「選定療養費」をご負担いただきます。</p>
 2	<b>紹介状がないと受診できないのですか。</b>
 2	<p>紹介状をお持ちにならなくても受診いただけますが、医療費とは別に「選定療養費」をご負担いただきます。</p> <p>また、紹介状をお持ちいただかないと受診できない診療科もございます。</p> <p><u><a href="#">注：婦人科外来における初診について（紹介状が必要です）。</a></u></p>
 3	<b>紹介状を持ってくれば必ず診察してもらえますか。または選定療養費を支払えば必ず診察をしてもらえますか。</b>
 3	<p>来院された日に専門医がいない場合や、休診や手術の予定が入っている場合などは日を改めて来院していただくことがあります。</p>
 4	<b>市立病院であっても選定療養費の負担が必要なのですか。</b>
 4	<p>ご負担をお願いいたします。</p> <p>この制度は、病院と診療所の機能分担を図る観点から、「一般病床200床以上の病院を初診で受診する際に、診療所などからの紹介によらない場合は、患者の選択による受診として選定療養費を徴収すること」が国から義務付けられたものです。</p>
 5	<b>初診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？</b>
 5	<p>他の医療機関からの紹介状を持たずに初診で受診された患者さんにお支払いいただきます。（但し、Q6参照）また、当院を継続して受診しておられる患者さんは、今までは院内の他の診療科を初めて受診されても選定療養費は求めませんでした。しかしながら、当院を継続して受診しておられても、その受診科で他の診療科への紹介手続きをされないうで他の診療科を受診された場合には、選定療養費をいただくこととなります。したがって、院内で他科を受診される場合も紹介が必要になりますのでご注意願います。</p>

 6	<b>初診時選定療養費を負担する必要のない場合がありますか？</b>
 6	<p>主に、次に該当する方は、初診時選定療養費をご負担いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① かかりつけ医などの他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合 (整骨院や柔道整復師などは含みません)</li> <li>② 救急車で搬送されて救急受診した場合</li> <li>③ 国の公費負担医療制度の受給対象である場合 (但し、Q14 参照)</li> <li>④ 都道府県や市区町村単独の公費負担制度の対象である場合。 但し、特定の疾病に着目している公費負担制度に限ります。(但し、Q14・15 参照)</li> <li>⑤ 健康診断等の検査結果により精密検査の指示を受けた場合 (但し、Q17 参照)</li> <li>⑥ 外来受診後にそのまま入院となった場合</li> <li>⑦ 災害により被害を受けた場合</li> <li>⑧ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療、治験協力者の場合</li> <li>⑨ 当院で受診している受診科で、院内の他の診療科への紹介手続きをされた場合 (但し、Q11 参照)</li> </ul>

 7	<b>初診とはどういう場合のことをいいますか？</b>
 7	<p>「初診」とは次のいずれかの場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当院を始めて受診される場合</li> <li>■ 以前当院を受診したことはあるが、既に治療が終了した後に再び来院した場合 ( 外来担当医の指示による定期的なフォローは除きます)</li> <li>■ 前回、患者さんが任意に診療を中止し、3ヶ月以上経過し改めて受診する場合</li> </ul>

 8	<b>子どもが受診する場合でも、選定療養費がかかりますか？</b>
 8	<p>子どもが受診する場合でも、紹介状が無い場合は選定療養費がかかります。但し、負担する必要がない場合の要件 (Q6 参照) に該当する方は対象外となります。</p>

 9	<b>高齢者であっても、選定療養費がかかりますか？</b>
 9	<p>制度上、年齢による区分はされていないため、高齢者であっても対象となります。</p>

 10	<b>現在越谷市立病院に通院していますが、毎回選定療養費がかかりますか。</b>
 10	<p>当院の医師の指示のもと、通院治療の場合、選定療養費は発生いたしません。病状が安定し当院から他の医療機関にご紹介の後に、患者さんの希望で引き続き当院を紹介状なしで受診する場合は、再診時選定療養費 3,300 円が発生いたします。</p>



 11	<b>越谷市立病院を継続して受診していますが、院内の他の診療科を自分の意思で初診として受診した場合に初診時選定療養費がかかりますか？</b>
 11	<p>当院を継続して受診しておられても、院内の他の診療科を受診される場合は選定療養費の対象となります。但し、継続して受診している当院の診療科で、院内の他の診療科への紹介手続きをされた場合は選定療養費をいたしません。院内の他の診療科受診を希望される場合は受診している担当医などに相談してください。但し、院内の他の診療科での受診が必要無いと判断した場合は紹介できませんのでご承知ください。</p>
 12	<b>越谷市立病院に継続受診していますが、その受診科から院内の他の診療科へ紹介されました。初診時選定療養費がかかりますか？</b>
 12	<p>越谷市立病院でかかっている診療科で、院内の他の診療科に紹介された場合、選定療養費はかかりません。</p>
 13	<b>同時に、複数の診療科を紹介状なしに初診として受診した場合、受診する診療科毎に初診時選定療養費がかかりますか？初診受診した日に別の診療科を初診受診した場合に、初診時選定療養費はかかりますか？</b>
 13	<p>紹介状なしに初診として受診した診療科毎に初診時選定療養費がかかります。他科の受診を希望される場合は受診している担当医などに相談してください。</p>
 14	<b>選定療養費の除外対象となる公費負担医療を受給している者とは具体的にどの様なものですか？</b>
 14	<p>除外対象となる国、都道府県、市区町村の公費負担医療とは具体的には次の様なものになります。生活保護法、特定医療費（指定難病）、更正医療、育成医療、精神通院医療、特定疾患、小児慢性特定疾患、原爆医療、福祉医療費など</p>
 15	<b>都道府県や市区町村の乳幼児・子ども・高校生医療制度、ひとり親医療制度の場合も公費負担として選定療養費の支払いは不要ですか？</b>
 15	<p>乳幼児・子ども・高校生医療、ひとり親医療については、特定の疾病に着目した公費制度ではないため、選定療養費の徴収対象外とする公費負担制度には該当しません。したがって、選定療養費をいただくことになります。(Q6④参照)</p>
 16	<b>前回受診した際に、一定期間経過後の受診を指示されましたが、初診時選定療養費はかかりますか？</b>
 16	<p>医師の指示による受診につきましては期間にかかわらず発生いたしません。医師の指示による受診であることが確認できない場合、「選定療養費」をご負担いただくことがございます。</p>

 17	<b>健康診断等の検査結果により精密検査（要診療、要精査）等の指示を受けた場合は、選定療養費の対象外となっていますが、人間ドック等会社で行う健康診断も含まれますか？</b>
 17	人間ドック等の会社で行う健康診断であっても、精密検査受診の指示などを記載した紹介状があれば、選定療養費の対象にはなりません。
 18	<b>保険証を忘れて受診した場合は、初診時選定療養費はかかりますか？</b>
 18	自費診療で行う場合に、選定療養費はかかりません（Q6-⑧参照）が、保険証を忘れて受診される場合は、その後に保険証をご提示いただくこととなりますので、保険証が確認できるまで一時的に自費扱いとなりますが、基本的には保険診療と同様な取り扱いとなりますので、初診時選定療養費をいただくこととなります。
 19	<b>初診時の選定療養費には健康保険は使えますか？</b>
 19	初診時選定療養費は保険適用外となるため、全額自費でのご負担となります。
 20	<b>再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？</b>
 20	当院受診中の主治医から、他の医療機関への文書による紹介を行う申し出をしたにも関わらず、患者さんが自らの希望で当院を継続受診する場合に、受診の都度いただきます。但し、初診時選定療養費の徴収対象外とする要件（Q6 参照）と同様な要件に該当する患者さんからはいただきません。
 21	<b>他の医療機関への紹介状を作成されたら、もう越谷市立病院は受診できないのですか？</b>
 21	いいえ、あくまで症状等が落ち着いた場合に、日常的な健康管理や健康相談を地域の医療機関に依頼する、という趣旨ですので、今後、受診ができない訳ではありません。地域の医療機関へ紹介状を作成させていただいた後については、普段はかかりつけの医療機関を受診していただき、症状が悪化した、検査が必要と判断された等の場合については、かかりつけ医からの紹介状をお持ちになって、ご来院ください。
 22	<b>他の病院に紹介状無しで受診しても選定療養費はかかりますか？</b>
 22	Q1 でご説明したとおり、一般病床が 200 床以上の病院に紹介状なしで受診される場合は、選定療養費がかかる可能性があります。各病院で金額を設定されていますので、ご確認ください。なお、診療所やクリニックでは選定療養費はかかりません。

 23	<p>複数の診療科を受診しており、一つの診療科で主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院を継続受診する場合、受診している全ての診療科で再診時選定療養費を支払うのでしょうか？</p>
 23	<p>再診時選定療養費は診療科単位で徴収します。例えば、2つの診療科を受診する場合、1つの診療科で主治医が他医療機関への紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院を継続受診する場合は、その診療科のみ受診の都度再診時選定療養費を徴収します。また、2つの診療科ともに主治医が他医療機関へ紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院を継続受診する場合は、それぞれの診療科で受診の都度再診時選定療養費をいただきます。</p>
 24	<p>体調が悪くなり、埼玉県救急電話相談（#7119）等の案内機関において複数の医療機関の案内を受け、その中から患者さん自身が当院を選択して受診した場合、初診時選定療養費の支払いが必要ですか？</p>
 24	<p>当院では負担いただくこととしております。</p>
 25	<p>当日に紹介状を持参するのを忘れてしまいました。後日紹介状を持参すれば問題ありませんか。</p>
 25	<p>紹介状を元に診察を行いますので、受診日当日に紹介状をご提示していただく必要があります。当日忘れてしまった場合は診察前に取りに戻っていただくか、紹介元にお問い合わせをしていただくことがございます。 当日、紹介状のご提示ができない場合は「選定療養費」をご負担いただきます。</p>